

(注)「安全表彰推薦書(事業場)」については、次により記載していただきますようお願いします。

○ 労働災害(業務上の負傷、業務上の疾病及び死亡をいうが、業務上の疾病であっても、じん肺、振動障害など遅発性のもの、食中毒及び伝染病は除く。)

○ 度数率(100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生頻度を表す。)

$$\text{算出方法} \quad \frac{\text{労働災害による死傷者数(※)}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000,000$$

(※)「労働災害による死傷者数」については、労働災害動向調査において、「休業1日以上及び身体の一部又は機能を失う労働災害による死傷者数」により算出したものに限定しているため、これによるものとする。

○ 強度率(1,000延べ実労働時間当たりの労働損失日数で、災害の重さの程度を表す。)

$$\text{算出方法} \quad \frac{\text{延べ労働損失日数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000$$

○ 延べ労働損失日数(労働災害による死傷者の延べ労働損失日数をいう。なお、「安全表彰推薦書(事業場)」では「延べ損失日数」と略記している。)

労働損失日数は次の基準により算出する。

死亡…………… 即死のほか負傷が原因で死亡したものを含む。(7,500日とする。)

永久全労働不能…………… 労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表の1～3級に該当するもの。(7,500日とする。)

永久一部労働不能…………… 労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表の4～14級に該当するもの。(級に応じ50～5,500日(次の「身体障害等級別労働損失日数表」による。)とする。)

身体障害等級(級)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
労働損失日数(日)	5,500	4,000	3,000	2,200	1,500	1,000	600	400	200	100	50

一時労働不能…………… 災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上休業し、労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表の1～14級に該当する障害を残さないものをいう。(暦日の休業日数に300/365を乗じた日数とする。)